

経 済 産 業 省

20230713保局第3号
令和5年8月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本通達は、令和5年8月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十の規定及び別表第十二のうちJ60335-2-29(2019)、J60335-2-32(H30)、J60335-2-40(H20)、J60335-2-60(H30)、J60335-2-96(2019)、J60947-4-1(2020)、J60974-6(H26)の基準の適用については、令和8年7月31日までは、なお従前の例によることができる。

参考翻譯：

有關電氣用品技術標準（20130605商局第3号）的解釋，將依所附新舊對照表對部分内容進行修改。

本通知自2023年8月1日起執行。然而改正後的別表第十和別表第十二中J60335-2-29(2019)、J60335-2-32(H30)、J60335-2-40(H20)、J60335-2-60(H30)、J60335-2-96(2019)、J60947-4-1(2020)、J60974-6(H26)之標準，至令和8年7月31日止可以使用之前法規。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号)

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (20230713保局第3号)</u></p> <p><u>この通達は、令和5年8月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十の規定及び別表第十二のうちJ60335-2-29(2019)、J60335-2-32(H30)、J60335-2-40(H20)、J60335-2-60(H30)、J60335-2-96(2019)、J60947-4-1(2020)、J60974-6(H26)の基準の適用については、令和8年7月31日までは、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>別表第一～別表第九 (略)</p> <p>別表第十 雑音の強さ</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 適用区分</p> <p>1.1 適用章別</p> <p>電気用品の各品目について雑音の強さを測定する必要がある場合は、その測定方法及び許容値等は次表の適用章別による。表に記載のない品目、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、1.2 の取扱いを基に判断する。</p>	<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表第一～別表第九 (略)</p> <p>別表第十 雑音の強さ</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 適用区分</p> <p>1.1 適用章別</p> <p>電気用品の各品目について雑音の強さを測定する必要がある場合は、その測定方法及び許容値等は次表の適用章別による。表に記載のない品目、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、1.2 の取扱いを基に判断する。</p>

別表第四 配線器具～別表第七 小形交流電動機 (略)

別表第八 電熱器具

電気用品名等		適用章別/ 基準番号
政令品名	省令における細部品名等	
電気便座 ～ 電気温水器	(略)	(略)
電熱式吸入器		J55014-1
電気温きゅう器		J55014-1
その他の家庭用電熱治療器	家庭用温熱治療器	J55014-1
タオル蒸し器 ～ 電熱式おもちゃ	(略)	(略)

別表第八 電動力応用機械器具

電気用品名等		適用章別/ 基準番号
政令品名	省令における細部品目等	
電気ポンプ ～ 電気噴霧機	(略)	(略)
電気マッサージ器		J55014-1
電動式吸入器		J55014-1
家庭用電動力応用治療器	指圧代用器	J55014-1

別表第四 配線器具～別表第七 小形交流電動機 (略)

別表第八 電熱器具

電気用品名等		適用章別
政令品名	省令における細部品名等	
電気便座 ～ 電気温水器	(略)	(略)
電熱式吸入器		5
電気温きゅう器		5
その他の家庭用電熱治療器	家庭用温熱治療器	5
タオル蒸し器 ～ 電熱式おもちゃ	(略)	(略)

別表第八 電動力応用機械器具

電気用品名等		適用章別
政令品名	省令における細部品目等	
電気ポンプ ～ 電気噴霧機	(略)	(略)
電気マッサージ器		5
電動式吸入器		5
家庭用電動力応用治療器	指圧代用器	5

	その他の家庭用電動力応用 治療器	
電動式おもちゃ ～ 浴槽用電気温水循環浄化器	(略)	(略)

別表第八 光源及び光源応用機械器具

電気用品名等		適用章別/ 基準番号
政令品名	省令における細部品目等	
写真焼付器 ～ エル・イー・ディー・電灯 器具	(略)	(略)
広告灯	<u>(デジタル技術応用機器以外)</u>	J55015
	<u>(デジタル技術応用機器)</u>	J55032
検卵器		J55015
電気消毒器 (殺菌灯)		J55015
家庭用光線治療器	<u>(アーク放電によるもの)</u>	J55014-1
	<u>(赤外線または紫外線によるもの)</u>	J55015
充電式携帯電灯		J55015
複写機	<u>(削除)</u>	J55032
	<u>(削除)</u>	

* : マグネトロンは I S M用指定周波数で動作するものとする。

	その他の家庭用電動力応用 治療器	
電動式おもちゃ ～ 浴槽用電気温水循環浄化器	(略)	(略)

別表第八 光源及び光源応用機械器具

電気用品名等		適用章別/ 基準番号
政令品名	省令における細部品目等	
写真焼付器 ～ エル・イー・ディー・電灯 器具	(略)	(略)
広告灯	<u>(新設)</u>	<u>7</u>
検卵器		J55015
電気消毒器 (殺菌灯)		J55015
家庭用光線治療器	<u>(赤外線ヒーター又はアーク放電によるもの)</u>	<u>5</u>
	<u>(ランプによるもの)</u>	<u>7</u>
充電式携帯電灯		J55015
複写機	<u>(電磁誘導加熱利用のもの)</u>	<u>2及び4</u>
	<u>(その他のもの)</u>	<u>4</u>

* : マグネトロンは I S M用指定周波数で動作するものとする。

別表第八 電子応用機械器具

電気用品名等		適用章別/ 基準番号
政令品名	省令における細部品名等	
電子時計		<u>J55032</u>
電子式卓上計算機		<u>J55032</u>
電子式金銭登録機		<u>J55032</u>
電子冷蔵庫		5
インターホン	<u>(削除)</u>	<u>J55032</u>
	<u>(削除)</u>	
	<u>(削除)</u>	
電子楽器	(電子鍵盤楽器、音源モジュール、その他の電子楽器及びその周辺機器)	<u>J55032</u>
ラジオ受信機		<u>J55032</u>
テープレコーダー		<u>J55032</u>
レコードプレーヤー	(レコードプレーヤー、レコードオートチェンジャー)	<u>J55032</u>
ジュークボックス		<u>J55032</u>
	(ステレオ、電蓄、レシーバー、プリメインアンプ、リアンプ、パワーアンプ、イコライザーアンプ、マイクミキシングアンプ、サウンドデコーダー、サウンドプロセッ	

別表第八 電子応用機械器具

電気用品名等		適用章別
政令品名	省令における細部品名等	
電子時計		<u>4</u>
電子式卓上計算機		<u>4</u>
電子式金銭登録機		<u>4</u>
電子冷蔵庫		5
インターホン	<u>(搬送式インターホン)</u>	<u>2</u>
	<u>(デジタル半導体素子応用インターホン)</u>	<u>4</u>
	<u>(その他のインターホン)</u>	<u>5</u>
電子楽器	(電子鍵盤楽器、音源モジュール、その他の電子楽器及びその周辺機器)	<u>3</u>
ラジオ受信機		<u>3</u>
テープレコーダー		<u>3</u>
レコードプレーヤー	(レコードプレーヤー、レコードオートチェンジャー)	<u>3</u>
ジュークボックス		<u>3</u>
	(ステレオ、電蓄、レシーバー、プリメインアンプ、リアンプ、パワーアンプ、イコライザーアンプ、マイクミキシングアンプ、サウンドデコーダー、サウンドプロセッ	

その他の音響機器	サー、FMチューナ、AMチューナ、拡声装置、ラジオ付きテープレコーダー、ノイズリダクションユニット、CDプレーヤー、CDオートチェンジャー、アンプ付スピーカ、MDプレーヤー、MDレコーダー、テレビチューナ（スピーカ又は音声出力端子付）、BSチューナ、CSチューナ、文字多重アダプター、ビデオディスクプレーヤー、DVDプレーヤー、DVDレコーダー、HDDレコーダー等)	<u>J55032</u>	その他の音響機器	サー、FMチューナ、AMチューナ、拡声装置、ラジオ付きテープレコーダー、ノイズリダクションユニット、CDプレーヤー、CDオートチェンジャー、アンプ付スピーカ、MDプレーヤー、MDレコーダー、テレビチューナ（スピーカ又は音声出力端子付）、BSチューナ、CSチューナ、文字多重アダプター、ビデオディスクプレーヤー、DVDプレーヤー、DVDレコーダー、HDDレコーダー等 <u>で高周波変調器を有しないもの</u>)	<u>3</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(上欄と同品目で高周波変調器を有するもの)</u>	<u>3及び8</u>
ビデオテープレコーダー	<u>(削除)</u>	<u>J55032</u>	ビデオテープレコーダー	<u>(高周波変調器を有しないもの)</u>	<u>3</u>
	<u>(削除)</u>			<u>(高周波変調器を有するもの)</u>	<u>3及び8</u>
消磁器		<u>J55032</u>	消磁器		<u>5</u>
テレビジョン受信機	(ビデオモニター)	<u>J55032</u>	テレビジョン受信機	(ビデオモニター)	<u>3</u>
テレビジョン受信機用ブースター		<u>J55032</u>	テレビジョン受信機用ブースター		<u>3</u>

高周波ウエルダー ～ 超音波洗浄機	(略)	(略)
電子応用遊戯器具	<u>(削除)</u>	J55032
	<u>(削除)</u>	
高周波脱毛器		2
家庭用低周波治療器		J55014-1
家庭用超音波治療器	<u>(ISM 用指定周波数を利用するもの)</u>	J55011
	<u>(その他のもの)</u>	J55014-1
家庭用超短波治療器		J55011

別表第八 交流用電気機械器具及び携帯発電機

電気用品名等		適用章別/ 基準番号
政令品名	省令における細部品名等	
電灯付家具 ～ 雑音防止器	(略)	(略)
医療用物質生成器		J55014-1
磁気治療器		J55014-1
家庭用電位治療器	<u>(削除)</u>	J55014-1
	<u>(削除)</u>	
電気冷蔵庫 (吸収式) ～	(略)	(略)

高周波ウエルダー ～ 超音波洗浄機	(略)	(略)
電子応用遊戯器具	<u>(高周波変調器を有しないもの)</u>	4
	<u>(高周波変調器を有するもの)</u>	4及び8
高周波脱毛器		2
家庭用低周波治療器		5
家庭用超音波治療器	<u>(新設)</u>	2
家庭用超短波治療器		2

別表第八 交流用電気機械器具及び携帯発電機

電気用品名等		適用章別/ 基準番号
政令品名	省令における細部品名等	
電灯付家具 ～ 雑音防止器	(略)	(略)
医療用物質生成器		5
磁気治療器		5
家庭用電位治療器	<u>(高周波利用のもの)</u>	2
	<u>(その他のもの)</u>	5
電気冷蔵庫 (吸収式) ～	(略)	(略)

携帯発電機		
-------	--	--

備考：表中の*印は、家具に取り付けられた電気機械器具に適用される章を適用する。

1.2 適用方法 (略)

2. 測定装置 (略)

第2章～第9章 (略)

別表第十一 (略)

別表第十二 国際規格等に準拠した基準

1・2 (略)

表1. 電気安全に関する基準

基準			備考
基準番号	表題	本文※	
J60065(2019) ～ J60335-2-28(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-29(2023)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-29部:バッテリーチャージャの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-29:2019+追補1:2023</u>	<u>IEC 60335-2-29(2016), Amd. N01(2019)に対応</u>
J60335-2-	家庭用及びこれに類す	JIS C 9335-2	IEC 60335-2-29

携帯発電機		
-------	--	--

備考：表中の*印は、家具に取り付けられた電気機械器具に適用される章を適用する。

1.2 適用方法 (略)

2. 測定装置 (略)

第2章～第9章 (略)

別表第十一 (略)

別表第十二 国際規格等に準拠した基準

1・2 (略)

表1. 電気安全に関する基準

基準			備考
基準番号	表題	本文※	
J60065(2019) ～ J60335-2-28(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J60335-2-	家庭用及びこれに類す	JIS C 9335-2	IEC 60335-2-29

29(2019)	る電気機器の安全性－ 第2－29部:バッテリー チャージャの個別要求 事項	-29:2019	(2016)に対応 <u>令和8年7月31</u> <u>日まで有効</u>	29(2019)	る電気機器の安全性－ 第2－29部:バッテリー チャージャの個別要求 事項	-29:2019	9(2016)に対応
J60335-2- 30(H29) ～ J60335-2- 31(2019)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 30(H29) ～ J60335-2- 31(2019)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2- 32(2023)</u>	<u>家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－32部:マッサー ジ器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -32:2023</u>	<u>IEC 60335-2-3 2(2019)に対応</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J60335-2- 32(H30)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－32部:マッサー ジ器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -32:2018	IEC 60335-2-3 2(2002), Amd. N o. 1(2008), Am d. No. 2(2013) に対応 <u>令和8年7月31</u> <u>日まで有効</u>	J60335-2- 32(H30)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－32部:マッサー ジ器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -32:2018	IEC 60335-2-3 2(2002), Amd. N o. 1(2008), Am d. No. 2(2013) に対応
J60335-2- 34(H20) ～ J60335-2- 39(H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 34(H20) ～ J60335-2- 39(H28)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2- 40(2023)</u>	<u>家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第2－40部:エアコン デションナ及び除湿機 の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -40:2022+追 補1:2023</u>	<u>IEC 60335-2-4 0(2018)に対応</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J60335-2- 40(H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－	JIS C 9335-2 -40:2004	IEC 60335-2-4 0(2002)に対応	J60335-2- 40(H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－	JIS C 9335-2 -40:2004	IEC 60335-2-4 0(2002)に対応

	第2-40部:エアコン ディショナ及び除湿機 の個別要求事項		<u>令和8年7月31 日まで有効</u>		第2-40部:エアコン ディショナ及び除湿機 の個別要求事項		
J60335-2-41(H28) ～ J60335-2-59(H27)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-41(H28) ～ J60335-2-59(H27)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-60(2023)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-60部:渦流浴槽 機器、渦流スパ及びこれ らに類する機器の個別 要求事項	<u>JIS C 9335-2-60:2023</u>	<u>IEC 60335-2-60(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-60(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-60部:渦流浴槽 機器、渦流スパ及びこれ らに類する機器の個別 要求事項	JIS C 9335-2-60:2017	IEC 60335-2-60(2002), Amd. No. 1(2004), Amd. No. 2(2008)に対応 <u>令和8年7月31 日まで有効</u>	J60335-2-60(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-60部:渦流浴槽 機器、渦流スパ及びこれ らに類する機器の個別 要求事項	JIS C 9335-2-60:2017	IEC 60335-2-60(2002), Amd. No. 1(2004), Amd. No. 2(2008)に対応
J60335-2-61(H29) ～ J60335-2-94(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-61(H29) ～ J60335-2-94(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-96(2023)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-96部:室内暖房 のためのシート状の可 とう性電熱素子及びこ れを用いる機器の個別	<u>JIS C 9335-2-96:2023</u>	<u>IEC 60335-2-96(2019)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	要求事項						
J60335-2-96(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－96部:室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-96:2019	IEC 60335-2-96(2002), Amd. No. 1(2003), Amd. No. 2(2008)に対応 <u>令和8年7月31日まで有効</u>	J60335-2-96(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－96部:室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-96:2019	IEC 60335-2-96(2002), Amd. No. 1(2003), Amd. No. 2(2008)に対応
J60335-2-98(2021) ～ J60598-2-1(H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-98(2021) ～ J60598-2-1(H29)	(略)	(略)	(略)
J60598-2-2(H27)	照明器具－第2－2部:埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-2:2014	IEC 60598-2-2(2011) <u>に対応</u>	J60598-2-2(H27)	照明器具－第2－2部:埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-2:2014	IEC 60598-2-2(2011)
J60598-2-3(H26) ～ J60598-2-24(H26)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-3(H26) ～ J60598-2-24(H26)	(略)	(略)	(略)
J60669-1(2020)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第1部:一般要求事項	JIS C 8281-1:2019	IEC 60669-1(2017) <u>に対応</u>	J60669-1(2020)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第1部:一般要求事項	JIS C 8281-1:2019	IEC 60669-1(2017)
J60669-1(H26) ～ J60947-2-2(2022)	(略)	(略)	(略)	J60669-1(H26) ～ J60947-2-2(2022)	(略)	(略)	(略)
J60947-4-	低圧開閉装置及び制御	JIS C 8201-4	IEC60947-4-1	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

1(2023)	<u>装置－</u> <u>第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ</u>	<u>-1:2023</u>	<u>(2018)に対応</u>				
J60947-4-1(2020)	低圧開閉装置及び制御装置－ 第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ	JIS C 8201-4-1:2020	IEC60947-4-1(2012)に対応 令和8年7月31日まで有効	J60947-4-1(2020)	低圧開閉装置及び制御装置－ 第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ	JIS C 8201-4-1:2020	IEC60947-4-1(2012)
J60950-1(H29)	(略)	(略)	(略)	J60950-1(H29)	(略)	(略)	(略)
J60950-22(2020)	情報技術機器－安全性－ 第2.2部:野外に設置する機器	JIS C 6950-22:2019	IEC 60950-22(2016)に対応	J60950-22(2020)	情報技術機器－安全性－ 第2.2部:野外に設置する機器	JIS C 6950-22:2019	IEC 60950-22(2016)
J60968(H29) ～ J60974-5(H25)	(略)	(略)	(略)	J60968(H29) ～ J60974-5(H25)	(略)	(略)	(略)
<u>J60974-6(2023)</u>	<u>アーク溶接装置－</u> <u>第6部:限定使用率アーク溶接装置</u>	<u>JIS C 9300-6:2023</u>	<u>IEC 60974-6(2015)に対応</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
J60974-6(H26)	アーク溶接装置－ 第6部:限定使用率アーク溶接装置	JIS C 9300-6:2013	IEC 60974-6(2010)に対応 令和8年7月31日まで有効	J60974-6(H26)	アーク溶接装置－ 第6部:限定使用率アーク溶接装置	JIS C 9300-6:2013	IEC 60974-6(2010)に対応
J60974-7(H29) ～	(略)	(略)	(略)	J60974-7(H29) ～	(略)	(略)	(略)

J61347-1 (H29)				J61347-1 (H29)			
J61347-2-1 (H25)	ランプ制御装置－ 第2－1部:始動装置の 個別要求事項(グロー スタータを除く)	JIS C 8147-2 -1:2011	IEC 61347-2-1 (2000), Amd. N o. 1(2005) <u>に 対 応</u>	J61347-2-1 (H25)	ランプ制御装置－ 第2－1部:始動装置の 個別要求事項(グロー スタータを除く)	JIS C 8147-2 -1:2011	IEC 61347-2-1 (2000), Amd. N o. 1(2005)
J61347-2-2 (H25)	ランプ制御装置－ 第2－2部:直流又は交 流電源用低電圧電球用 電子トランスの個別要 求事項	JIS C 8147-2 -2:2011	IEC 61347-2-2 (2000), Amd. N o. 1(2005), Am d. No. 2(2006) <u>に 対 応</u>	J61347-2-2 (H25)	ランプ制御装置－ 第2－2部:直流又は交 流電源用低電圧電球用 電子トランスの個別要 求事項	JIS C 8147-2 -2:2011	IEC 61347-2-2 (2000), Amd. N o. 1(2005), Am d. No. 2(2006)
J61347-2-3 (H25) ～ J62619(20 19)	(略)	(略)	(略)	J61347-2-3 (H25) ～ J62619(20 19)	(略)	(略)	(略)
J62841-1 (2020)	手持形電動工具、可搬形 電動工具並びに芝生用 及び庭園用電動機械の 安全性－ 第1部:通則	JIS C 62841- 1:2020	IEC 62841-1(2 014) <u>に 対 応</u>	J62841-1 (2020)	手持形電動工具、可搬形 電動工具並びに芝生用 及び庭園用電動機械の 安全性－ 第1部:通則	JIS C 62841- 1:2020	IEC 62841-1(2 014)
J62841-2-2 (2020)	手持形電動工具、可搬形 電動工具並びに芝生用 及び庭園用電動機械の 安全性－ 第2－2部:手持形電気 スクリュードライバ及 びインパクトレンチの 個別要求事項	JIS C 62841- 2-2:2020	IEC 62841-2-2 (2014) <u>に 対 応</u>	J62841-2-2 (2020)	手持形電動工具、可搬形 電動工具並びに芝生用 及び庭園用電動機械の 安全性－ 第2－2部:手持形電気 スクリュードライバ及 びインパクトレンチの 個別要求事項	JIS C 62841- 2-2:2020	IEC 62841-2-2 (2014)
J62841-2-4 (2020)	手持形電動工具、可搬形 電動工具並びに芝生用 及び庭園用電動機械の	JIS C 62841- 2-4:2020	IEC 62841-2-4 (2014) <u>に 対 応</u>	J62841-2-4 (2020)	手持形電動工具、可搬形 電動工具並びに芝生用 及び庭園用電動機械の	JIS C 62841- 2-4:2020	IEC 62841-2-4 (2014)

	安全性ー 第2ー4部:ディスク形 以外のサンダおよびポ リッシャの個別要求事 項				安全性ー 第2ー4部:ディスク形 以外のサンダおよびポ リッシャの個別要求事 項		
J62841-2- 5(2021) ～ J8528-13 (2020)	(略)	(略)	(略)	J62841-2- 5(2021) ～ J8528-13 (2020)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2～表5 (略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2～表5 (略)